

第4回定例会

第4回定例会

・一般質問②

4名の議員が一般質問を行いました。
(紙面の都合上、質問と答弁は要約しています)

一般質問



小松正義 議員

消費税増税による令和2年度 一般会計、特別会計予算への影響 及び予算編成概要について

【質問】
消費税増税による令和2年度一般会計、特別会計の予算編成への影響及び、計画事業や財政計画の見直し、今後必要となるのか伺います。
合わせて、令和2年度の一般会計、特別会計の予算編成規模について伺います。

【答弁】(町長)
消費税増税による令和2年度一般会計、特別会計予算への影響については、一般会計の歳出では5000万円弱程度、特別会計では6特別会計合わせまして1000万円程度の経費が増額になると見込んでいます。一般会計の歳入では、国から交付される地方消費税交付金について、3000万円程度の増額となり、特別会計におきましては、消費税に伴う水道料金及び下水道料金の改定により、水道料金で240万円程度、下水道料金で1000万円程度の収入増と試算しています。

町長：高齢者もキャッシュレス決済を利用しており救済策は考えていない

キャッシュレス決済によるポイント還元
受けられない人への救済策は

概算で49億から50億円程度、6特別会計予算の合計は概算で23億円程度になる見込みで、一般会計、特別会計合わせた本町の令和2年度当初予算は、72億から73億円程度になると予想しています。

【質問】
消費税の増税後2カ月を過ぎ、町内の消費がどのような状況になっているのか伺います。

【答弁】(町長)
税率改正に伴う町内の消費活動への影響について、商工会に調査を行ったところ、各商店からの状況報告では大きな影響はなく、販売額ベースで前年同期と大きな変動は見られないとのことでした。
また、個別の小売の状況を確認したところでも、前年同期とほぼ同じ販売実績を残しているとのことであります。

【質問】
町内は高齢者が多く、軽減税率やキャッシュレス決済によるポイント還元などの制度をまだ理解できていない方もいます。

【答弁】(町長)
キャッシュレス決済に対するポイント還元について、比較的大きな小売店に状況を確認したところ、10月以降全購入者の12%がキャッシュレス決済を利用しており、利用者の年齢層では、50代から70代がほぼ同率で一番多いそうです。

このように高齢者でもキャッシュレス決済を利用していることに加えて、非課税世帯及び子育て世帯を対象にしたプレミアムつき商品券の販売、年金受給者で一定以下の所得の方を対象にした年金生活者支援給付金、2つの救済策が国により行われていることから、町独自の救済策を実施する考えは今のところありません。



高橋紀久 議員

学校給食の運営について

【質問】
昨今の原材料等や物流コストの高騰、消費税増税など、財政面における今年度の学校給食への影響及び来年度以降の影響について伺います。

【答弁】(教育長)
食料費については一部を除き軽減税率が適用となり、増税に伴う影響は少ないと思われませんが、食料や調味料は価格自体が値上がりしています。

また、消費税増税により委託料、燃料費、光熱水費などは影響を受け、令和元年度は全体で57万円程度の増額となっております。
今後、食料費の大部分が軽減税率の対象で推移するとして試算すると96万円程度の増

給食費の値上げや無償化に対する考えは

教育長：値上げが必要になればその分町で負担するが無償化は考えていない

額が見込まれますが、給食センターの経年劣化に伴う故障の増加が懸念され、修繕費が増えることも考えられます。

【質問】
保護者が負担している給食費の維持や値上げについてどのように考えていますか。
また、給食費を無償にする考えはあるか伺います。

【答弁】(教育長)
給食費は、食料費の値上げを受け平成27年に値上げしましたが、児童生徒の値上げ分は子育て対策の一環として町で負担しています。

今後原材料等がさらに上昇した場合は、給食費の改定も検討しなければならぬと思われませんが、現在町の給食費は大体管内の平均であり、今

後の児童生徒の上昇分についても町が負担することで、保護者の負担を軽減することを考えており、給食費の無償化については考えていません。

【質問】
学校給食における食品ロス
の現状及びその対策について、どのように考えているか伺います。

【答弁】(教育長)
学年別に給食の提供量に差をつけるなどの取り組みにより、残食の処分量は減少しています。

必要なエネルギー量を摂取し、かつ残さない給食のメニューを検討していますが、今後は栄養士による食育授業に食品ロスの問題も取り入れたいと考えています。

【質問】
子供たちのストレスにならないように、残さず食べるこ

とを無理強いしないという考え方についてどのように捉えているか伺います。

【答弁】(教育長)
体調が悪くなった場合などに給食を残すのは当然であり、完食が全てではないという指導もしていかなければならないと考えています。

【質問】
給食センター従業員の雇用の現況及び今後の雇用対策について伺います。

【答弁】(教育長)
給食業務の委託先と定期的に情報交換等を行っており、業務に支障を来すようなことはありませんが、業者から雇用の情報提供等の要請があれば協力してまいります。

【答弁】(副町長)
この業者は海外で介護職員の養成も行っており、そちらについても協議をしております。
特養とクリニックの給食業務の連携は行っていますが、それらと学校給食が一つになることは難しいと考えます。

第4回定例会

第4回定例会

・一般質問④

・一般質問③

【答弁】(町長)
各組織の女性部については、それぞれの部内での交流を主に活動しておりますが、今後各女性部において他の団体との交流について、自主的

【質問】
町内では各企業が独自に努力しており、農業、漁業、商業の各団体が連携した取り組みは、以前よりも滞っているように思います。
町外から人を呼ぶために佐呂間でしか食べられない商品の開発など、各団体が連携して探求していく場が必要であり、それらの課題解決には女性の視点が大事だと思いますが、各団体の女性部が連携強化するための町の役割について伺います。

【質問】
若里・富士地区の保育所の送迎について
若里、富士地区の保育所

な活動が模索されることを期待し、支援を考えたいと思います。
また、何か商品の開発的なものをしているということですが、地場産品の商品開発については、食の安全性に関する規制があり、相当ハードルの高い事業になります。第5期総合計画審議会に各団体の青年部や女性部、組合代表などが加わり、観光振興や特産品開発について話し合われていますので、ここで整理をしたいと考えています。

近年はバスの運転手不足が課題となり、さらに運転手の長時間労働の改善も求められていることから、町のバス事業に関する様々な見直しを進めています。
漁業をされている家庭は送

【答弁】(町長)
若里、富士地区の保育所の送迎について、令和元年12月13日に利用している方々にお集まりいただき、令和2年の4月からは送迎バスをやめて各自で保育所まで送迎していただきたいと話をさせていただきました。
若里、富士地区の保育所の送迎について、令和元年12月13日に利用している方々にお集まりいただき、令和2年の4月からは送迎バスをやめて各自で保育所まで送迎していただきたいと話をさせていただきました。

ふれあいタクシーの利用にはさまざまな制限があり、利便性が高いものに変更してほしいという声を聞いています。が、考えを伺います。

【質問】
ふれあいタクシーの利用に
ふれあいタクシーの平成30年の実績ですが、運行数は2111日、延べ利用人数は1007人で利用登録者の利用率は10・7%です。
利用拡大の要望が出されておりますが、事業を実施しているハイヤー会社の運転手が足りていないことから、現状のまま行ってまいります。



三田真美 議員

産業の振興のための各産業の連携強化について

町内の各団体女性部が連携して行う商品開発などの実現に向けた町の役割は
町長：各団体において連携に向けた自主的な活動が行われることを期待する

ふれあいタクシーの運営について

迎が大変ということも承知していますが、栄で酪農をされている方には独自に若佐まで送迎していただいていることもあり、このような結論に達しました。
今までやってきたことをなくすことは大変なことであり、その説明の責任を果たすためにも今後地域での説明会を再度行う予定であります。



但木早苗 議員

子供の虫歯予防のためのフッ化物洗口の安全性について

【質問】
町内の子供たちの虫歯の現状と課題について伺います。

【答弁】(教育長)
幼児につきましては、1歳6カ月健診、3歳児健診時の歯科健診で歯の状態を確認しており、虫歯のある割合は、1歳6カ月児では3〜5%台で道平均の2%台よりも高く、3歳児では16%と、道平均

物には該当はしませんが、粉末状態の試薬は薬事法上の劇薬に相当します。
しかし洗口に用いられる溶液は粉末を水に溶かし、濃度が1%以下となることから劇薬指定から除外されます。
説明会については、平成24年12月に全校の教職員に対して、平成25年1月には小中学校の保護者を対象に開催しており、毎年度対象者に説明をすることはしていません。
令和2年度からは、翌年度に入學する子供の就学健診のときに、保護者に対し説明していきたいと考えています。
教育委員会では、フッ化物洗口が将来にわたって虫歯を防ぐ一番いいものだとして理解しており、保護者に心配事がある

【質問】
学校での歯科健診において治療が必要となった児童生徒に対し、受診勧奨や受診結果の把握はしているのか伺います。
【答弁】(教育長)
万が一有害作用が発生した場合、他の公衆衛生事業と同様に国、道、実施主体である町が、それぞれの立場において責任があると考えております。

【質問】
町は虫歯予防のため、実施に同意した児童生徒に対しフッ化物洗口を行っています。が、使用するフッ化ナトリウムは劇物に指定されており、メリットだけではなくてデメリットも含めた説明をした上で、保護者が選択をすることです。が、いつ、どのような内容で保護者への説明を行っているか伺います。

【答弁】(教育長)
フッ化ナトリウム試薬は劇

るのなら、質問に答えていきたいと考えております。

治療等が必要になった児童生徒の受診や治療の結果の把握については、翌年度の健診で状況を把握しています。
また、歯科健診を実施しただけで終わりのということではなく、健診の後には保護者に対して早急に治療するように、学校だよりを通して周知をしております。

フッ化物洗口に関する保護者への説明
いつ、どのように行っているのか
教育長：来年度からは就学健診を受診する子供の保護者に対して説明を行う

【質問】
これまでフッ化物洗口による健康被害や、誤飲等の事故はないというふう聞いておりますが、万が一のときの責任の所在はどこになるか伺います。